

アノテーション及び匿名化サービス向け  
dSPACE Japan株式会社 標準約款

## 1. 本約款と契約の成立

### 1.1

本約款は、書面による別途の明示的な合意がある場合を除き、dSPACE Japan株式会社（以下「dSPACE」といいます。）が、アノテーション及び匿名化サービス（以下「本サービス」といいます。）を法人であるお客様（以下「お客様」といい、dSPACE又はお客様のいずれかを指す場合には「当事者」、両者を指す場合には「両当事者」といいます。）に対して提供するにあたり適用されるものです。

### 1.2

お客様は、dSPACEが発行する見積もりに対して注文することにより、拘束力を有する申込みを行ったものとみなされ、dSPACEがかかる申込みを承諾した場合に、お客様とdSPACEとの間で本サービスの利用に関する契約（以下「本契約」といいます。）が成立するものとします。

## 2. 対象事項

### 2.1

本約款では、本サービスの提供、本サービスにより生成された成果物（アノテーションデータ又は匿名化データを含みます。以下「成果物」といいます。）の納品等について定めます。本サービスの内容及び範囲並びに成果物は、その納品日も含め、見積書又はその他の書類に記載します。

### 2.2

お客様が、本契約で合意した以外のサービスの追加提供を求める場合は、dSPACEとの間で別途書面によって合意することを要します。

## 3. サービスの実施

### 3.1

dSPACEは、業界において慣習となっている適正評価の範囲内でサービスを履行するものとします。

### 3.2

dSPACEは、お客様に提出する見積書又はその他の書類に記載されたプロジェクト（以下「プロジェクト」といいます。）完了後、成果物をお客様に納品します。成果物がアノテーションデータ又は匿名化データである場合には、別途書面で合意しない限り、デジタル形式にて納品するものとします。

### 3.3

dSPACEは、本サービスの実施をAn der RaumFabrik 33a, 76227 Karlsruhe, Germany

に所在するunderstandAI GmbH（以下「UAI」といいます。）に委託することができます。

### **3.4**

dSPACEは、本約款第4.2項に従いお客様から提供されたデータを、本契約終了後直ちに自ら又はUAIに指示して削除し、又はお客様の要求に応じて返却するものとしします。

## **4. 協力義務**

### **4.1**

お客様は、本契約に基づくdSPACEのサービスの実施を支援するものとし、本契約の履行に必要な場合には、自己の費用負担においてすべての協力を行うものとしします。

### **4.2**

お客様は、プロジェクトの適切な遂行のために十分なレベルの品質及び正確性を確保するために必要となる情報、書類及びデータ、コンピュータ・プログラム並びにその他の手段をdSPACE又はdSPACEの指示に従ってUAIに提供（サーバへのアップロードを含む。）する義務を負います。

### **4.3**

お客様は、独立した義務として、特に以下の協力を行うものとしします：

#### **4.3.1**

合意した日又はプロジェクトの重要な中間目標時点でデータを提供します。

#### **4.3.2**

要求された仕様の明確化に関するフィードバックを適時に行います。

#### **4.3.3**

合意した期間内にラベリングされたデータを受け入れるか拒否します。

#### **4.3.4**

合意した品質及び形式でデータを提供します。

### **4.4**

お客様が履行すべき協力事項は、単なる努力義務ではなく、契約上の義務を構成するものとしします。dSPACEは、お客様の不適切な又は時機を逸した協力義務の履行により生じた追加費用があれば、お客様に別途請求することができます。

### **4.5**

お客様は、自己の協力義務の不適切な又は時機を逸した履行により、dSPACEがUAIに対して負う費用を含む追加費用を負担するものとしします。

### **4.6**

お客様が協力義務を履行せず、これにより、両当事者が合意した期間内にdSPACEがプロジェクトの全部又はその一部を完了できない場合、日程表に定められた期間は、それに応じて延長されるものとしします。

## 5. 契約内容の変更

### 5.1

お客様は、dSPACEにとって技術的に実行可能かつ合理的である場合、引渡完了（本約款第7.6項）の時点までであればいつでも、本サービスの内容の変更及び追加を要求（以下「変更要求」といいます。）することができます。お客様は、いつでも自らの変更要求を撤回することができるものとし、開始済みの変更手続きは、その時点で終了するものとしします。

### 5.2

dSPACEは、お客様からの変更要求を検討し、変更要求の受領後別途合意した期間内にその結果をお客様に通知するものとしします。検討結果には、当該変更が実行可能かつ導入可能か否か、及び従前の合意事項に対し変更要求が及ぼし得る影響に関する記載を含めるものとしします。変更要求が実行可能かつ導入可能である場合、お客様が当該変更の開始を希望する旨を通知したときは、dSPACEは、変更要求の結果として生じる追加費用及び納期（本約款第7条）の変更についての提案をお客様に通知するものとしします。なお、dSPACEには、お客様からの変更要求に含まれる仕様書に従う義務はなく、dSPACEから変更要求に沿った変更及び追加を提案することができるものとしします。

### 5.3

お客様は、前項のdSPACEからの提案を受領後別途合意した期間内に、当該提案を受諾するか否かをdSPACEに通知するものとしします。お客様が当該提案を受諾した場合、当該変更要求は決定され、本契約の一部となります。お客様が当該提案を受諾しない場合、及びお客様が受諾するか否かをdSPACEに通知しない場合には、本契約はプロジェクトを変更されることなく継続します。

### 5.4

dSPACEは、お客様が変更要求に関する決定がなされるまで本サービスを中止又は制限するようdSPACEに指示した場合を除き、変更要求手続きの進行中も本サービスを従前の合意通り継続するものとしします。変更要求の決定前に、当該変更により利用できなくなるサービス又は行為が提供又は履行される場合には、dSPACEは、その旨をお客様に通知するものとしします。

### 5.5

お客様は、変更要求の結果として追加費用が生じた場合、これを負担するものとしします。追加費用には、変更要求の審査、dSPACEからの提案の作成及びダウンタイム（本約款第6.2項によって定義します。）等が含まれます。

## 6. 納期と解除

### 6.1

dSPACEは、別途合意した納品日までに成果物を納品するよう努めます。プロジ

ェクト実施の過程で、納品日を延期する必要性が生じた場合、dSPACEは、必要な延期について適切な時期にお客様に通知することにより納品日を延期することができます。

## 6.2

不可抗力（ストライキ、ロックアウト、当局の命令、法定禁止事項、電気通信の全般的途絶、パンデミックその他dSPACEの支配を超えてdSPACE自身の履行を妨害するその他の状況等）及びお客様の影響が及ぶ範囲内の状況（時機を逸した協力の提供、お客様に起因する第三者による遅延、お客様が提供したデータの品質により当該データの修正が必要となる等お客様のデータに起因する遅延等）に起因する本サービスの提供の遅延に対し、dSPACEは、責任を負わず、当該障害の継続期間に当該障害解消後の合理的な始動時間を加えた期間（以下「ダウンタイム」といいます。）、影響を受けた本サービスの提供期間を延長する権利を有するものとします。ダウンタイムの期間、dSPACEに義務違反は生じません。dSPACEは、当該障害及び予想される継続期間について遅滞なくお客様に通知するものとします。不可抗力が3ヶ月を超えて途切れることなく継続する場合、お客様及びdSPACEは、本契約を解除することができます。

## 6.3

当事者のいずれかが本契約に違反し、相当期間を定めた催告にもかかわらず当該違反を是正しないときは、相手方当事者は、本契約を解除することができます。お客様が本約款第4条に従って協力義務の履行を継続的に行わない場合、又はお客様が合意された正当な料金を支払わない場合、dSPACEから行う解除も同様とします。ただし、当事者による本契約の更なる義務履行が不可能である場合、又は当事者が明確に履行を拒否した場合は、相手方当事者は、催告を要せず、直ちに本契約を解除することができます。

## 7. 成果物の引渡

### 7.1

dSPACEがプロジェクトの成果物をお客様に納品したときは、お客様は、成果物进行检查します。

### 7.2

お客様は、dSPACEの納品から5営業日以内に、dSPACEに対して検査の結果を通知します。

### 7.3

検査が不合格である場合、お客様は、全ての欠陥のリストをdSPACEに提出し、修正を求めるものとします。dSPACEが不合格に理由があると認めたときは、別途合意した合理的な期間内に、dSPACEは、無償で欠陥の修正を行います。お客様は、修正された成果物について、当該修正の範囲で再度検査を行います。

### 7.4

お客様は、軽微な欠陥を理由として検査不合格とし、dSPACEに修正を求めることはできません。

#### **7.5**

お客様が第7.2項に定める期間内に検査の結果を通知しない場合、及び、検査不合格の通知に欠陥の記載が1つもない場合には、成果物は検査に合格したものとみなします。

#### **7.6**

本条の検査の合格をもって成果物の引渡が完了したものとします。

#### **7.7**

本約款第10条の責任を除き、本条に定める成果物の欠陥に関するdSPACEの責任が成果物に関する保証のすべてであって、dSPACEは、これ以外の民法所定の責任を含むいかなる責任も負わないものとします。

### **8. サービス料及び支払い**

#### **8.1**

本サービスの対価（以下「サービス料」といいます。）は、見積書に定めます。

#### **8.2**

特段の合意がない限り、サービス料の支払いは、本約款第7.6項に従った引渡完了後、請求日の翌月末日までに行われるものとします。当社が支払金を受領した日をもって、支払いが行われた日とします。

#### **8.3**

お客様が前項の期限までにサービス料を支払わないときは、年14.6%の延滞利息を支払うものとします。

#### **8.4**

dSPACEは、本契約の締結後、お客様の信用力を実質的に低下させるおそれがあり、かつ個々の契約関係に基づきdSPACEが有する未払いの債権についてのお客様による支払いを脅かす状況にあると判断した場合、お客様からの前払いにより、未履行の本サービスを実施することがあります。

#### **8.5**

お客様は、dSPACEに対する支払義務がある限り、お客様の登記上の住所に変更が生じた場合、直ちにdSPACEに通知するものとします。

#### **8.6**

お客様は、dSPACEに対する反対請求権が裁判において確定した時、又はdSPACEが書面によって明示的に合意した場合で、かつ民法所定の相殺に関する規定を満たす場合に限り、お客様がdSPACEに対して負っている債務と相殺することができるものとします。

#### **8.7**

お客様に以下のいずれかの事由が生じた場合、dSPACEからの通知催告等がなく

ても、お客様は本約款上の債務について期限の利益を失い、直ちにdSPACEに対する債務を弁済するものとします。

- a) 債務の弁済を1回でも遅滞したとき。
- b) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これに類似する法的整理手続きの開始の申立（日本国外における同様の申立てを含みます。）があったとき。
- c) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- d) 解散の決議を行い、又は解散命令を受けたとき。
- e) 差押え、仮差押え、仮処分等の強制執行、又は任意競売の申立て、若しくは公租公課の滞納処分のあったとき。
- f) 第12.1項各号のいずれかの事由が生じたとき。
- g) その他信用を損なう事由が生じたとき。

## 9. 権利の許諾

### 9.1

書面により別途合意している場合を除き、dSPACEは、お客様に対し、成果物を使用できる権利を許諾し、又はUAIが権利を留保している場合には、UAIからお客様への権利許諾を保証します。この使用权は1つであり、dSPACE又はUAIの承諾なく、第三者に再許諾したり、成果物を加工して第三者に移転することはできません。

### 9.2

使用权の許諾は、サービス料全額の支払いを条件とします。全額が支払われるまで、dSPACEは、使用权の許諾を取り消すことができます。お客様による支払いの不履行があった場合、お客様の使用权は、何らの通知も要することなく終了するものとします。

## 10. 一般的責任

dSPACEの故意又は重大な過失によりお客様に損害が発生した場合、dSPACEは、制限なく責任を負うものとします。軽微な過失の場合、dSPACEは、本質的な契約上の義務（履行により契約の主たる目的が達成できる義務）の違反に起因する損害に対してのみ責任を負うものとしますが、その場合、dSPACEの責任は、当該違反から通常生ずべき損害に限定され、支払い済みのサービス料相当額をもって上限とします。また、逸失利益などの二次損害に対しては、dSPACEは責任を負わないものとします。

## 11. 補償

お客様は、自己が提供する情報、書類及びデータ、コンピュータ・プログラム並びにその他の手段が第三者の権利を侵害しないことを保証します。お客様は、

これに関連するいかなる請求についてもdSPACEを補償し、合理的な法的防御費用をdSPACEに弁済します。

## 12. 反社会的勢力の排除

### 12.1

お客様又はdSPACEが次の事由に一つでも該当するときは、相手方は、通知催告等何らの手続を要せず、直ちにお客様とdSPACEとの間の契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

- a) 自ら又は自らの役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者等（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当するとき。
- b) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有するとき。
- c) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有するとき。
- d) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力の威力を利用していると認められる関係を有するとき。
- e) 反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有するとき。
- f) 自ら又は第三者を利用して、相手方に暴力的な要求行為を行ったとき。
- g) 自ら又は第三者を利用して、相手方に法的な責任を超えた不当な要求行為を行ったとき。
- h) 自ら又は第三者を利用して、相手方との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行ったとき。
- i) 自ら又は第三者を利用して、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為を行ったとき。

### 12.2

お客様又はdSPACEは、第12.1項の規定によるお客様とdSPACEとの間の契約の全部又は一部の解除により、相手方に損害が生じても、その賠償責任を負わないものとします。

## 13. 最終条項

### 13.1

本約款の変更又は追加は、書面によりなされ、かつ明示的に示されなくてはなりません。

### 13.2

上記のいずれかの条項が無効な場合又は無効となる場合でも、その他の条項は

引き続き完全に効力を有するものとします。

### **13.3**

本約款に規定されない事項は、日本の適用法令に従って判断されるものとします。

### **13.4**

お客様は、成果物に適用される輸出入規則（米国輸出管理法を含みますがこれに限りません。）を遵守し、これに従うことに責任を負うものとします。

### **13.5**

本約款に起因し、又はそれらに関連して生じた一切の紛争については、異なる場所の管轄裁判所が法的に強制される場合でない限り、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### **13.6**

本約款は日本語で作成され、他の言語に翻訳された場合において日本語版と齟齬があるときは、日本語版が優先するものとします。